

## 落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合

- (1) 確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（公社の休日を除く。）に理事長に対して書面（様式自由）により入札参加資格が無いと認めた理由の説明を求められることができる。
- (2) 理事長は、上記の説明を求められたときは、説明を求められる期限の日の翌日から起算して7日以内（公社の休日を除く。）に当該説明を求めた者（以下「説明請求者」という。）に対し、書面により回答する。  
この場合において、新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。
- (3) 理事長は、説明請求者に入札参加資格があると認めたときは、入札参加資格が無いと認め旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。  
この場合において、理事長は、新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を新たな当該落札候補者に書面により通知する。
- (4) 新たな落札候補者となった者が、入札参加資格が無いと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。